

政治資金監査の質の向上について

～平成27年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした
登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

1. 個別の指導・助言の実施

(1) 個別の指導・助言の実施件数（案）【今回実施分】

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	0人 【0人】	0件 【0件】 (0%) 【0%】
イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)に係るもの	32人 【1人】	41件 【1件】 (6.8%) 【 0.2%】
計	32人 【1人】	41件 【1件】
純計	32人 【1人】	41件 【1件】 (6.8%) 【 0.2%】

注1 上記の実施件数とは、平成28年12月6日以降に都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告に基づき、今回、個別の指導・助言を実施することとした件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出している。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある
政治資金監査報告書又は収支報告書の件数（41件）【1件】

要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成27年分の収支報告書(定期分)の件数のうち、
平成28年12月6日以降に報告のあった都道府県選管に係るもの（603件）【604件】

4 【 】内の数値は、前回の平成26年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において平成27年12月5日以降に都道府県選管からなされた報告に基づく数値である。

5 「計」欄は、数値の単純な合計、「純計」欄は、一人（一団体）で複数の項目について報告があった場合の重複を除外した数値（以下同じ）。

(2) 個別の指導・助言の総実施件数

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	3人 【0人】	5件 【0件】 (0.2%) 【0%】
イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)に係るもの	47人 【17人】	57件 【19件】 (2.0%) 【0.6%】
計	50人 【17人】	62件 【19件】
純計	49人 【17人】	61件 【19件】 (2.2%) 【0.6%】

注1 上記の総実施件数とは、平成27年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施した件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出している。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある
政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (61件) 【19件】

要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成27年分収支報告書(定期分)の件数
(2,786件) 【2,969件】

4 【】内の数値は、前回の平成26年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選管からなされた報告に基づく数値である。

5 「計」欄は、数値の単純な合計、「純計」欄は、一人(一団体)で複数の項目について報告があった場合の重複を除外した数値(以下同じ)。

(3) 個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合(計算誤り、表間不整合等)があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられるもの等について、個別の指導・助言の対象とした。

(4) 個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して、文書に

より、「政治資金監査マニュアルでは登録政治資金監査人に対して『収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』等を求めており、今後は収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認すること」等について注意喚起した。

2. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、以下のような方法により関係者に対して周知を図っていくこととする。

(1) 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する周知文書の送付や委員会ホームページでの本取組に係る特設ページへの掲載

(2) 都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等

(3) 関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼

(4) フォローアップ研修における対応

逸脱事例等について研修テキストで取り上げ、研修参加者に説明